一九七　特定国外派遣組織を指定する件　二五　一
一九八　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出のあった件　三〇　二
一九九　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出のあった件　三〇　二
二〇〇　無線機器型式検定に合格した機器の件　三〇　二
二〇一　施設整備事業を推進するための基本的な指針を定めた件の一部を改正する件　三〇　三
二〇二　電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件第二項第七号の規定に基づき、総務大臣の行う証明に関する手続を定める件　三〇　三
二〇三　電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件の一部を改正する件　三〇　三
二〇四　租税特別措置法第四十四条の五第一項の規定の適用を受ける減価償却資産を定める件　三〇　六
二〇五　電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件第一項第七号の規定に基づき、総務大臣の行う証明に関する手続を定める件を廃止する件　三〇　八

○総務省、農林水産省、国土交通省
一　半島振興対策実施地域における産業の振興に資する計画の基準を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が定める件　一〇　二
二　離島振興対策実施地域及び奄美群島における産業の振興に資する計画の基準を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が定める件　一〇　二

○総務省、経済産業省、国土交通省
一　石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件　一69　六六

○中央選挙管理会
四　中央選挙管理会委員長が互選された件　一八　二
五　委員長に事故がある場合における委員長の職務を代理すべき者を定めた件　一八　二

○政治資金適正化委員会
二一　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　四　二
二二　〃　一一　二
二三　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　一六　二
二四　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一九　二

○消防庁
四　市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する件　一69　六七
五　消防吏員の階級の基準の一部を改正する件　一69　六八
六　消防組織法第十八条の二第十一号に規定する消防庁長官が指定する市の一部を改正する件　一69　六八
七　消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の認定を行おうとする消防用設備等又はこれらの部分である機械器具の変更に関する件　九　二

○法務省
一一三〇　除籍が滅失した件　一　三
一一三一　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　一　三
一一三二　日本国に帰化を許可する件　三　二
一一三三　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件　五　二
一一三四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　五　二
一一三五　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　五　二
一一三六　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　八　二
一一三七　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　八　二
一一三八　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　九　二
一一三九　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　五　二
一一四〇　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　八　二
一一四一　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　八　二
一一四二　日本国に帰化を許可する件　九　二